福島県道路凍結抑制剤購入仕様書

第１条　目的

　本仕様書は、福島県が使用する凍結抑制剤（塩化カルシウム）の購入に関し必要な事項を定め、契約の適正な履行の確保を図るものである。

第２条　納入計画書

　凍結抑制剤納入者(以下「納入者」という。)は、入札に先立つ資格確認申請時において、運搬体制、運搬経路、連絡体制、緊急時の対応及びその他必要と認められる事項を記載した納入計画書を提出するものとする。なお、契約後速やかに除雪事業担当監督員(以下「監督員」という。)に、同計画書を提出するものとする。

第３条　納入期限

　納入者は、監督員の納入指示の日から３日以内に納入しなければならない。
　なお、緊急の場合には即日納入が図れる体制を取るものとする。

第４条　納入検収

　納入にあたっては、監督員と立会い、納入量及び品質の確認を受けるものとする。検収において、固形化や品質劣化等の不良品が確認された場合には、速やかに回収し交換するものとする。

第５条　納入薬剤の種類、予定量及び納入場所

１．納入薬剤の種類及び予定量については別表（4）のとおりとするが、当該年度の降雪等の気象状況により変動するものとする。
２．納入場所については、別表(4)の「納入場所」のうち、各建設（土木）事務所内の監督員の指示する場所とする。
３．納入における荷下ろしは、納入者が行うものとする。

第６条　凍結抑制剤の品質規格及び試験方法

１．凍結抑制剤（塩化カルシウム）は、別表（5）に定める品質規格に適合しなければならない。
２．契約後速やかに、凍結抑制剤の品名、製造元、生産地及び品質規格を明示した材料証明書を監督員に提出するものとする。なお、これら品質規格を判定できる資料については、公的試験機関等による品質試験成績書とする。
３．納入者は、その品質規格等に疑義が生じ、監督員より物品の品質規格についての検査を指示された場合はその指示に従い、品質試験成績書を速やかに提出しなければならない。
４．品質及び粒度の試験方法
　①品質試験
　　「塩試験方法」及び「排水基準を定める省令及び環境大臣が定める検定方法」による。
　②粒度試験
　　「化学製品のふるい分け試験方法」による乾燥ふるい分け法による。

第７条　包装袋の材料

１．凍結抑制剤（塩化カルシウム）については、ビニール製を基本とする。
２．包装袋の材料は上記を基本とする。なお、運搬及び散布機械への投入作業に支障がなく、湿気を通さない材質のものでも可とするが、その場合には、契約後速やかににサンプルを提出するものとする。

第８条　疑義

　凍結抑制剤納入にあたり、本仕様書に明示なき事項又は疑義が生じた場合には、速やかに監督員と協議のうえ定めるものとする。